特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	養育医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、養育医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鉾田市長

公表日

令和7年1月31日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報					
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	養育医療に関する事務				
②事務の概要	母子保健法及び鉾田市未熟児養育医療の給付等に関する規則の規定に基づき、養育医療の給付及び 養育医療の給付に要する費用の徴収に関する事務を行っている。 ①養育医療の給付申請及び養育医療支給決定(養育医療券の交付) ②対象者又はその扶養義務者から養育医療の給付の措置に要する費用の一部の徴収				
③システムの名称	住民記録システム 個人住民税システム 宛名管理システム 医療福祉システム 中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル:	· 名				
1,養育医療給付情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	 ・母子保健法第20条第1項及び第21条の4第1項 ・鉾田市未熟児養育医療の給付等に関する規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表 70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第第40条の10及び11 				
4. 情報提供ネットワークシ					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8項別表70の項・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(96の項)・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第98条				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	福祉保健部保険年金課				
②所属長の役職名	保険年金課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	鉾田市総務部総務課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 電話0291-32-2111(代)				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	鉾田市福祉保健部保険年金課 茨城県鉾田市鉾田1444番地1 電話0291-32-2111(代)				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和:	5年12月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か		5年12月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重 3) 基礎項目評価書及び全 引力を受ける。 3) 基礎項目評価書及び全	項目評価書			
2. 特定個人情報の入手(†	情報提供ネットワークシス・	テムを通じた <i>】</i>					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない			
			<選択肢>				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
		-	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	提供・移転しない			
等のリスクへの対策は十分か		-	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	提供・移転しない			
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる	☆(委託や情報提供ネットワー [十分である	- クシステムを 選]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている にた提供を除く。) 【 】 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	提供・移転しない 要続しない(提供)			
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	☆(委託や情報提供ネットワー [十分である	- クシステムを 選]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている にた提供を除く。) 【 】 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移転 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か 6. 情報提供ネットワークシ 目的外の入手が行われるリ	☆(委託や情報提供ネットワー [十分である	-クシステムを 通]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている にた提供を除く。) [] : 〈選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 【] : 〈選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か 十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発 への対策は十分		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根	!拠	・特定個人情報の取扱いに関して人手を介在する作業は、複数人での確認を行うようにしており、人為的 ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。			

9. 監査					
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 [〕外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を 2) 十分に行 3) 十分に行	入れて行っている っている			
11. 最も優先度が高いと考	まえられる対策 []全項目評価又に	は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ 3) 課題が残	入れている る			
判断の根拠	・情報提供ができるシステムのユーザー認証の管理を行い、担当業となるようアクセス制限を行っている。 ・特定個人情報を取り扱う端末機は、静脈認証により操作できる者を ・特定個人情報を取り扱う端末機に使えるUSBは、情報担当課から ごとでなく課で行っている。				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
変更口	- 現日			佐口吁捌	佐田時期に保る説明
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7項別表第二の70 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 	 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8項別表第二の70 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条 	事前	
令和5年12月12日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月12日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・母子保健法第20条第1項及び第21条の4第 1項 ・鉾田市未熟児養育医療の給付等に関する規則 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表第一の49項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令第40条の9及 び10	・母子保健法第20条第1項及び第21条の4第 1項 ・鉾田市未熟児養育医療の給付等に関する規則 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)第9条 第1項 別表 70の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第40条の10及び11	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8項 別表第二の70・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第39条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8項 別表70の項・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(96の項)・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第98条	事後	
令和7年1月31日	 Ⅳリスク対策8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		[十分である]	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		・特定個人情報の取扱いに関して人手を介在する作業は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年1月31日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		3)権限のない者によって不正に使用されるリ スクへの対策	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 当該対策は十分か【再掲】		[十分である]	事後	
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠		・情報提供ができるシステムのユーザー認証の管理を行い、担当業務に必要な範囲のみ閲覧等が可能となるようアクセス制限を行っている。・特定個人情報を取り扱う端末機は、静脈認証により操作できる者を制限している。・特定個人情報を取り扱う端末機に使えるUSBは、情報担当課から貸与されたものであり、管理は個人ごとでなく課で行っている。	事後	